

速やかに到達できるよう手配するとともに、被害の比較的小さかったサービスステーション（以下「SS」という）においては製品のある限り営業時間を延長するよう要請しました。また、阪神・淡路大震災時にならい、現地に対策支援室を設置し、被害状況及び復旧状況の的確な把握、現地自治体等との連絡調整、救援物資の調達・供給に関する支援等を行いました。更に、地震活動の継続、避難の長期化を受け、特別措置の拡充をはかり、被災地だけでなく避難先で使用された電気、ガス料金の支払期限も延長することとしました。

本地震に際しては、現地事業者、電気事業連合会、日本ガス協会、石油連盟、全国石油商業組合連合会、日本LPガス団体協議会及び近隣の事業者が互いに協力し、例えば、電気については最大時には作業員約2,300名、発電機車90台が、ガスについては作業員約1,600名が動員・投入され、代替的供給手段の確保も含めた復旧及び復興に貢献しました。なお、阪神・淡路大震災の教訓から、電気については復電時における各戸ごとの送電の安全性確認を行い、漏電に伴う火災の発生を未然に防止することができました。ガスについてもマイコンメーターの普及が約100%まで進み、またポリエチレン管の普及を進めた結果、ガス漏洩による火災等の発生を未然に防止することができました。

石油製品については、経済産業省より石油元売各社に対してもガソリン等の供給を滞りなく行うように指示しました。石油元売各社、石油連盟、全国石油商業組合連合会や石油製品販売業者等は、他地域からのガソリン等の被害地域への輸送・営業時間の延長等被害地域への石油製品の迅速且つ円滑な供給に大きく貢献しました。また、石油元売各社等は自主的に灯油、水、食料品及び防寒用品等を被災地へ供給しました。その他、LPガス及び都市ガスについては、業界団体・事業者が代替熱源としてのカセットコンロ数万台の無償提供、避難所での炊き出し、仮設風呂・仮設住宅への熱源供給等を行いました。

2005年度においても7月に千葉県北西部を、8月に宮城県沖を震源とする地震が発生したほか、台風や大雪による災害が発生しました。なかでも、12月22日には、暴風雪等の影響により、新潟県下越地域を中心に最大約65万戸の大規模な停電が発生しま

した。これを受け、経済産業省は、事業者に対して、早期復旧に全力を尽くすよう要請するとともに、現地に職員を派遣するなどの対策を講じました。また、一般電気事業者等に対し、大規模停電の予防対策の実施等を要請するなど、再発防止に全力を尽くしました。更に、都市ガス及びLPガス事業者等に対しても、寒波・雪害対策の徹底を要請しました。

第8節

エネルギー産業

1. 石油産業

(1) 石油業法、緊急時二法等の制定

太平洋戦争の終了後、1951年から民間企業による石油輸入が再開されたものの、当時の我が国の外貨資金は極めて限られていたため、原油及び石油製品の輸入も他の物資の輸入と同様に「外貨割当制度」の下に行われていました。その後、日本経済の急速な発展に伴い、自由貿易を基調とする国際経済社会において応分の責任を果たすことが求められ、我が国においても世界の大勢である貿易自由化の体制を早急に確立することが緊急の課題になりました。日本政府は、1960年6月に「貿易・為替自由化計画大綱」を決定し、これに伴い1962年10月には石油輸入の大部分を占める原油の輸入自由化を行いました。石油輸入の自由化は、外貨の割り当てを通じて原油及び石油製品の輸入の調整ができなくなることを意味するため、日本経済における石油の重要性にかんがみ、1962年に石油業法（原油輸入の自由化に対応した石油産業の基本法）を制定しました。石油業法は、石油精製業等の事業活動を調整することによって石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的とするもので、石油供給計画の策定や石油精製業の許可、届出等について定めました。

その後、1970年代における2度の石油ショックは我が国の社会経済や国民生活に大きな打撃を与えた出来事であり、1973年12月に、このような危機を未然に防止し、また危機的な状況に対処するための緊急時二法（石油等の重要な物資の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定めた「国民生活安定緊急措置法」と、石油の大幅な供給不足が生じた際の石油の適正な供給確保と石油使用の節減のための措

量について定めた「石油需給適正化法」)を制定しました。また、前述のとおり、石油の備蓄を確保することにより、石油の供給が不足する事態が生じた場合でも石油の安定供給を確保するため、1975年12月に「石油備蓄法(現:「石油の備蓄の確保等に関する法律」)」を公布し、石油の備蓄目標を定めるとともに、石油業者に石油の備蓄を義務付けました。

これらに続き、ガソリンの安定供給と品質確保の徹底等を目的としてサービスステーション(SS)の登録や品質確保義務等について定めた「揮発油販売業法」(1976年11月公布)一定の秩序の下でガソリン・灯油・軽油の輸入を促進することを目的にガソリン・灯油・軽油の三油種の輸入を精製業者に限定した「特定石油製品輸入暫定措置法(以下特石法)」(1985年12月公布)が定められました。

(2) 規制緩和の推進

1987年以降、石油産業の国際競争力の確保、経営や流通の自由度の確保に基づく経済の活性化を図るための石油産業に対する規制緩和措置を進めており、その施策は1993年以前の第一次規制緩和と1996年以降の第二次規制緩和に整理されます。

第一次規制緩和(1987年～1993年)

第二次石油ショック以降、市場メカニズムを通じて民間の活力を極力尊重し、経済の活性化を図ることを目的に、石油産業の生産・販売活動に対する規制の緩和を進めました。1986年11月、石油審議会石油部会に「石油産業基本問題検討委員会」を設置し、1987年6月に「1990年代に向けての石油産業、石油政策のあり方について」と題する報告書を取りまとめました。

この報告書の提言を受け、

- 1987年7月 二次精製設備許可の弾力化
 - 1989年3月 ガソリン生産枠指導(PQ)の廃止
 - 1989年9月 灯油の在庫指導の廃止
 - 1990年2月 SS建設指導と転籍ルールの廃止
 - 1991年9月 一次精製設備許可の弾力化
 - 1992年3月 原油処理枠指導の廃止
 - 1993年3月 重油関税割当(TQ)制度の廃止
- 等の規制緩和措置を順次講じていったのが第一次規制緩和です。

この第一次規制緩和のプロセスにおいては、石油業法、揮発油販売業法の運用上、平常時において石

油産業の生産・販売活動を競争制限的に規制していた点を見直し、国内石油市場を一定の枠組みの中で競争的市場に再構築することを念頭に置いたものでした。

第二次規制緩和(1996年～2002年)

第一次規制緩和の段階では、生産、販売の一部に競争がもたらされましたが、輸入に関する規制は依然として残っていました。特に、ガソリン、灯油及び軽油の輸入は、特石法によって、事実上、精製業者以外の事業者が行うことは認められませんでした。生産、販売に限らず、輸入分野にまで規制が緩和されたのが第二次規制緩和に当たります。

バブル経済の崩壊、円高の進行等の経済情勢の変化に伴い、第一次規制緩和から一歩踏み込んで、公正な競争原理を確保しつつ、安定供給と効率的供給のバランスのとれた石油製品の供給を実現するために、国際的な競争も視野に入れ、国内市場の新たな枠組み作りを目指し、第二次規制緩和を実施しました。

規制緩和の基本的な考え方を検討してきた経済改革研究会は、1993年12月、「石油にかかわる規制は必要最小限のものとし、可能な場合は『平常時自由、緊急時制限』方式を導入する」との考えに立って、石油政策を見直すことを求める報告書を取りまとめました。また、同年12月に取りまとめられた石油審議会基本政策小委員会の中間報告では、「安定供給と効率的供給の要請との適切なバランスをとった今後の石油製品供給体制のあり方を検討することが必要である」との指摘がなされました。

これらを受け、1994年12月に石油審議会において「今後の石油製品供給のあり方について」の報告書が取りまとめられ、その結果を受け、1995年4月、特石法の廃止を含む「石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備に関する法律」(石油関連整備法)を公布、揮発油販売業法を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(以下「品確法」という。)として改正するに至りました。この改正は石油製品の輸入の自由化に伴う国内市場の石油製品の品質多様化に対応し、ガソリンのみならず、灯油、軽油についても、品質の確保を図ることを目的とするもので、揮発油販売業者の登録制度、規格に適合しない燃料油の販売規制について定めて

います。

更に、1997年6月に、石油審議会において、石油流通の一層の効率化、透明化、公正化に向けた報告書が取りまとめられ、その指針を受け、制度的な措置として、

- 1997年7月 石油製品輸出承認制度見直し（包括承認制の導入・輸出の自由化）
- 1997年12月 SSの供給元証明制度の廃止を実施しました。

また、セルフ給油方式の導入について、総務省消防庁の「給油取扱所の安全性等に関する調査検討委員会」において安全・保安面からの検討した結果、消防法関係法令の所要の改正を行い、1998年4月から、監視員が常駐する有人給油方式のセルフ給油を解禁としました（第128-1-1）。

現在の石油政策の基本的考え方について

これを踏まえ、1998年6月の石油審議会石油部会基本政策小委員会報告書（答申）においては、昨今

の環境変化を踏まえた今後の石油政策の基本的な考え方として、危機の予防・回避のため、国際石油市場の機能を評価しつつも、一方で、市場が機能しない場合に備えた政策展開の重要性が指摘されました。また、石油精製業をめぐる制度に関しては、平時における需給調整規制の廃止等が提言されました。これを踏まえ、2002年に石油業法が廃止され、石油産業での自由化が完成しました。

規制緩和の効果

最近の規制緩和により、石油製品の輸入への新規参入の促進、ガソリン価格を中心とする石油製品価格の大幅な低下等の効果がもたらされました。一方で、我が国の石油産業はかつてない厳しい経営環境下に置かれており、各社による大幅なコスト削減や合理化、業務提携や再編・集約化が積極的に進められています。

（ア）新規参入等

特石法の廃止による輸入自由化等の規制緩和措置

【第128-1-1】

石油関連規制と規制緩和の推移

年	平 常 時	緊 急 時
1960	62年7月 石油業法 原油輸入の自由化に対応、石油産業の基本法として制定	
1965		73年12月 緊急時二法 国民生活安定緊急措置法 / 石油需給適正化法 石油危機の経験を踏まえて制定
1975	76年4月 石油備蓄法 石油の安定供給確保の観点から制定 77年5月 揮発油販売業法 ガソリンなどの安定供給と品質管理の徹底などを目的として制定	
1985	86年1月 特定石油製品輸入暫定措置法(特石法) ガソリン・灯油・軽油を一定秩序のもとで輸入を促進する観点から制定	
1990	第1段階の規制緩和 87年7月 二次精製設備許可の弾力化 89年3月 ガソリンの生産枠(PQ)指導の廃止 89年10月 灯油の在庫指導の廃止 90年3月 SS建設指導と転籍ルールの廃止 91年9月 一次精製設備許可の運用弾力化 92年3月 原油処理枠指導の廃止 93年3月 重油関税割当制度(TQ)の廃止	
1995	96年3月 特石法の廃止(石油製品の輸入自由化) 第2段階の規制緩和 96年4月 品質確保法(揮発油販売業法の改正) 強制規格、SQマークの導入 指定地区制度の廃止など 96年4月 石油備蓄法改正 97年4月 石油製品輸出承認制度見直し (包括承認制の導入・輸出の自由化) 97年12月 SSの供給元証明制度の廃止 98年4月 有人給油方式のセルフ解禁	
2000	2001年12月 石油業法の廃止(需給調整規制の廃止) 2002年1月 新石油備蓄法施行	

資料：石油連盟

を受け、従来の精製・元売会社に加え、総合商社等が新たに石油製品の輸入を開始しました。更に、大手流通業者等異業種、外資系企業もSSに参入しています。また、セルフSSも増加しています(第128-1-2)。

一方、1994年の特石法廃止の検討開始を契機とした価格競争の激化の結果、SS数及び事業者は1994年をピークに減少傾向にあります(第128-1-3)。

(イ) ガソリン価格等の低下

特石法廃止の検討が開始された1994年初頭以来、自由化を先取りした競争の激化等の影響により、ガ

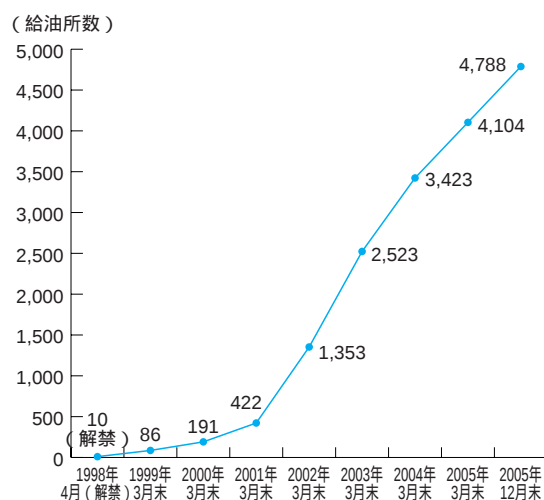
ソリンを中心に石油製品価格が大幅に低下しました(第128-1-4)。こうした中で、例えば、2000年1月に公表された経済企画庁(現：現内閣府)の試算によれば、規制緩和によるガソリン価格低下により、約1兆4,000億円もの利用者へのメリットが発生しているとされています。なお、原油価格の高騰を受け、最近の石油製品価格は上昇傾向にあります。

(3) 経営基盤の強化に向けた取組

石油精製業は、規制緩和後の国内競争環境の激化による厳しい経営環境に直面している中、各社は環境対策や保安対策を講じつつ、グループや業種の枠

【第128-1-2】

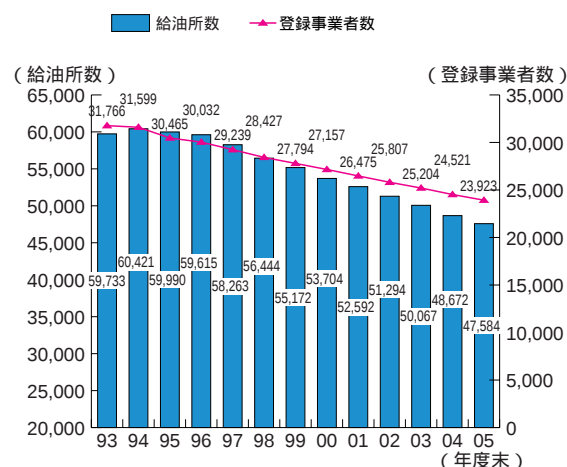
セルフSS数の推移



資料：石油情報センター

【第128-1-3】

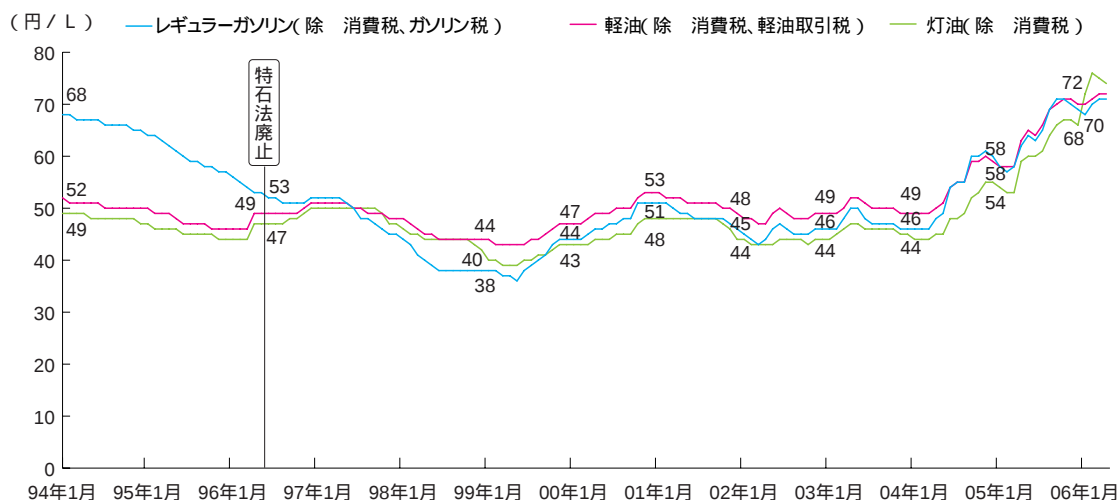
SS数及びSS事業者の推移



資料：資源エネルギー庁調べ

【第128-1-4】

最近の我が国の石油製品価格の推移(消費税・ガソリン税・軽油引取税を除く)



資料：石油情報センター調べ(店頭現金消費税抜価格)

を超えた提携による精製や物量の効率化、それに伴う過剰設備廃棄や人員削減等の経営合理化に積極的に取り組んでおります。2004年度の石油精製・元売主要6社（新日本石油、出光興産、新日鉱HD、コスモ石油、昭和シェル石油、東燃ゼネラル石油）の通期決算（連結）は、原油価格高騰を反映した石油製品販売価格の上昇や石油化学・石油開発部門等の収益増加等により、売上高が増収となりました。また、経常利益についても、原油等棚卸資産の在庫評価の影響や各社における販売費等のコスト削減効

果、石油化学・石油開発部門等の収益増加等により、増益となりました。ただし、経常利益については、棚卸資産の在庫評価影響分や、石油製品販売部門以外の他部門（石油化学・石油開発部門等）の収益増加影響分を除くと少額に止まっております（第128-1-5）。

近時の原油価格の高騰に伴う原料コストの上昇について、石油精製業、石油販売業においては、上昇しているコストの転嫁は進んでおらず、原油価格の上昇分は、石油精製業、石油販売業、最終需要家がそれぞれ負担しているのが実情です。さらに、国内の石油精製能力と実需を比べると、供給能力に余剰が生じています。2004年度末には、精製能力477万B/D（1日当たり・バレル）に対し、原油処理量は403万B/Dにとどまっています。国内における石油の安定供給の確保のためにも、石油業界の経営基盤の強化が重要な課題となっています（第128-1-6、第128-1-7）。

上記のような厳しい環境変化の中で、石油業界においては、物流提携、人員削減等の大幅なコスト削減、合理化に鋭意努力を継続しています。また、精製・流通の設備過剰の解消も課題とされる中、各社ベースの合理化努力には限界があることから、日本石油と三菱石油が合併して日石三菱が誕生（その後、

【第128-1-5】

石油精製元売各社の決算状況

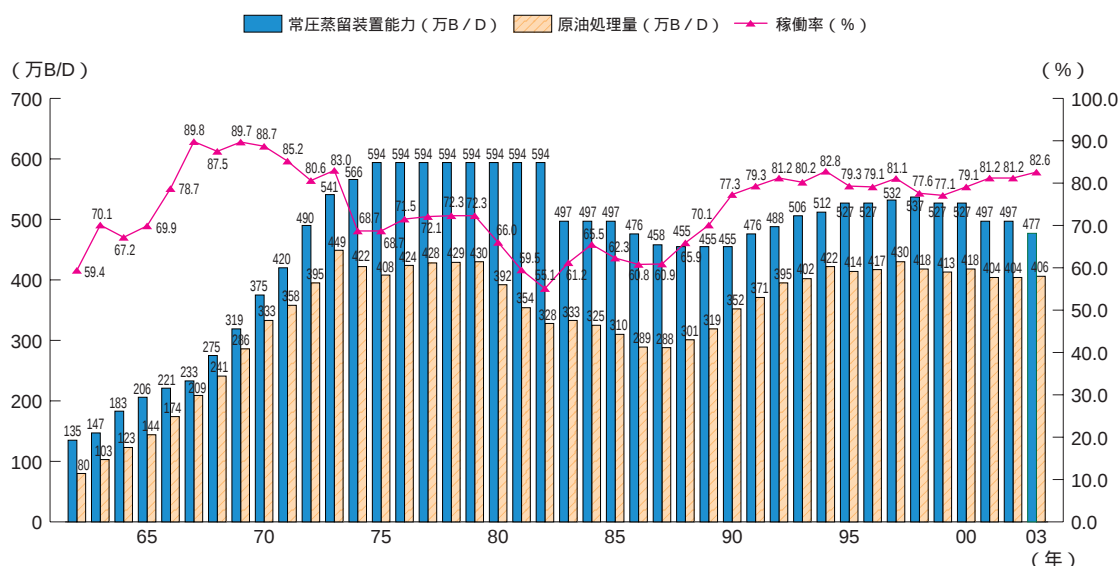
（単位：億円）

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
売上高	135,167	139,486	142,372	147,235	165,266
営業利益	3,664	2,837	2,756	2,835	6,155
経常利益	3,010	2,475	2,440	2,635	6,338
当期純利益 （▲は損失）	1,303	490	688	▲580	2,532
売上高営業利益率	2.7%	2.0%	1.9%	1.9%	3.7%
売上高経常利益率	2.2%	1.8%	1.7%	1.8%	3.8%

資料：各社決算書類に基づき資源エネルギー庁作成

【第128-1-6】

我が国の常圧蒸留能力、原油処理量及び稼働率の推移



資料：資源エネルギー庁調べ

我が国石油精製業の現状

2005年4月1日

- | | | | |
|-----------------|-----------|--------------|-------------------|
| 1. 精製会社数 | 17 社 | うち精製・元売兼業 | 7 社 |
| | | うち精製専業 | 10 社 |
| 2. 製油所 | | | |
| (1) 製油所数 | 30 | 製油所 | |
| (2) 常圧蒸留装置能力 | 4,764,610 | BPSD (バレル/日) | (2005年4月1日現在届出能力) |
| (3) 稼働率 | 82.6 | % | (2003年度) |
| 3. 製油所別常圧蒸留装置能力 | | | |

グループ名	精製会社名	製油所名	常圧蒸留装置能力 BPSPD（バレル/日）
新日本石油 25.5%	新日本石油精製（株）	室 蘭	180,000
		仙 台	145,000
		根 岸	340,000
		大 阪	115,000
		水 島	250,000
		麻里布	127,000
		計	1,157,000
	日本海石油（株）	富 山	60,000
	小計		1,217,000
出光興産 13.4%	出光興産（株）	北海道	140,000
		千 葉	220,000
		愛 知	160,000
		徳 山	120,000
		計	640,000
	小計		640,000
コスモ石油 12.5%	コスモ石油（株）	千 葉	240,000
		四日市	155,000
		堺	80,000
		坂 出	120,000
		小計	
ジャパンエナジー 12.2%	（株）ジャパンエナジー	水 島	200,200
	鹿島石油（株）	鹿 島	190,000
	富士石油（株）	袖ヶ浦	192,000
	小計		582,200
昭和シェル石油 10.8%	昭和シェル石油（株）	川 崎	120,000
	昭和四日市石油（株）	四日市	210,000
	西部石油（株）	山 口	120,000
	東亜石油（株）	川 崎	65,000
	小計		515,000
エクソンモービル 19.6%	東燃ゼネラル石油（株）	堺	156,000
		川 崎	335,000
		和歌山	170,000
		計	661,000
	南西石油（株）	西 原	100,000
	極東石油工業（株）	千 葉	175,000
	小計		936,000
九州石油	九州石油（株）	大 分	155,000
太陽石油	太陽石油（株）	四 国	120,000
-	帝石トッピング・プラント（株）	頸 城	4,410
	合 計		4,764,610

資料：資源エネルギー庁調べ

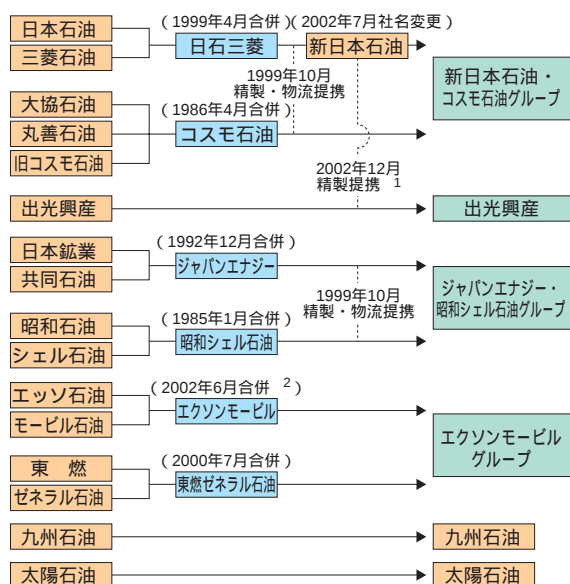
新日本石油に社名変更）、新日本石油・コスモ石油の業務提携、昭和シェル石油・ジャパンエナジーの業務提携、新日本石油・出光興産の精製提携等、既存グループの枠組みを超えた再編・集約化が進んでいます。更に、新日本石油と帝国石油の資本・業務提携のように、既存の精製・元売業の枠組みにとどまらず、上流部門を含めた再編の動きも見られます（第128-1-8）。

このように、石油産業は、国際競争の進展や品質規制強化の要請等が高まる中で、懸命に経営合理化の努力を行ってきています。こうした取組は、強靱な石油産業の形成を通じた我が国の石油の安定的かつ効率的な供給に資するものとの認識に基づき、政府として2005年度に以下のような予算等による支援を実施しました。

- 石油精製関連技術の一層の高度化、環境保全への対応を図るために、石油精製プロセス等に関する技術開発支援を実施。
- 石油精製業の生産性・効率性を高めるため、石油精製業を中心としたコンビナートの一体的な運営のための技術開発支援を実施。

【第128-1-8】

日本の石油元売会社の再編の流れ（2005年末現在）



石油元売会社：製油所を所有するか、石油精製会社と密接な資本関係がある等で製品売買契約を結び石油製品を仕入、自ら需要家に売るか特約店に卸売する会社（公式な定義はない）

¹ 新日本石油と出光興産は1995年に物流部門での提携をしている

² エッソ石油、モービル石油、エクソンモービルマーケティングサービス、エクソンモービルビジネスサービスの有限会社4社統合

資料：石油連盟

- 石油精製業の生産体制の適正化を円滑化するために、余剰精製設備の廃棄に係る費用等を支援。
- 石油製品販売業を取りまく事業環境の変化を踏まえ、SS事業者が事業環境の変化に対応するために行う経営革新や経営改善努力への支援を実施。
- 土壌汚染対策法が施行されたことにかんがみ、SS及びその周辺地域の土壌保全の確保を図る観点から、SS事業者の土壌汚染の未然防止対策に対する支援を実施。

（4）環境保全に向けた取組

これまでの取組

第1章でも述べたように、1968年の大気汚染防止法制定以来、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）排出量の着実な削減が行われました。

その他、1960年代から1970年代、排煙脱硫装置の設置が着実に進展し、早期の硫黄酸化物環境基準の達成に貢献しました。1970年代から1980年代には、深刻化した光化学スモッグ対策として、ガソリン自動車に対する本格的排出ガス規制がはじまりました。排出ガスを処理する装置の触媒は、当時ガソリンにアンチノック剤として添加していた四アルキル鉛によって被毒し、性能が劣化すること及び四アルキル鉛そのものが人体に有害であるため、石油産業は技術開発に努め、1976年にガソリンの無鉛化を達成しました。

最近の取組

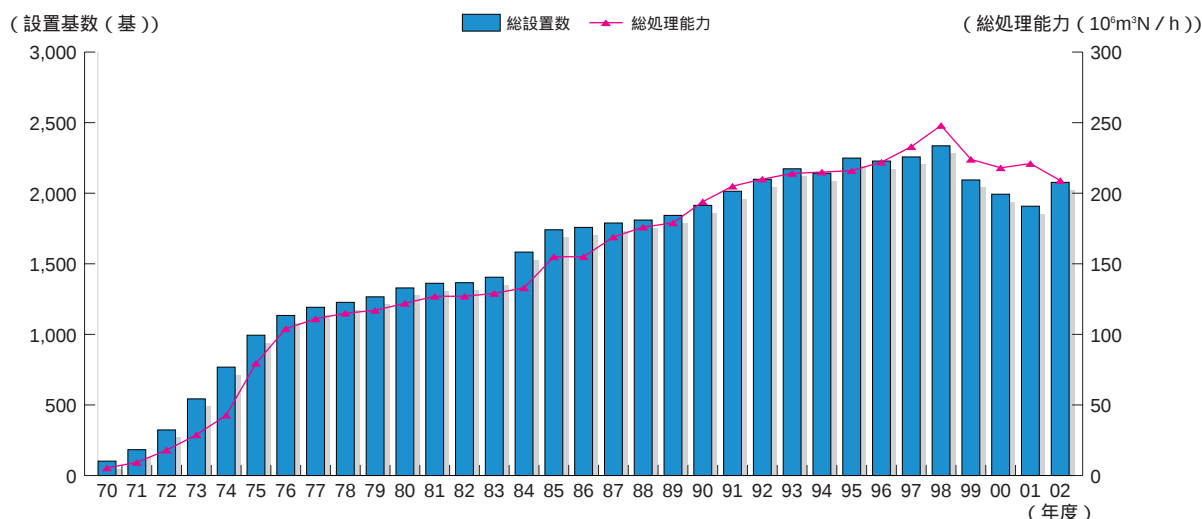
（ア）固定発生源対策

我が国においては、大気環境を保全するため、1968年に「大気汚染防止法」が制定されました。この法律は大気汚染に関して国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としています。同法では固定発生源（工場や事業場）から排出される大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められています。

窒素酸化物については、低窒素酸化物燃焼技術の開発や排煙脱硝装置の設置が進みました。また、硫黄酸化物については、排煙脱硫装置の設置等が進み、K値規制（地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制）による施設単位の排出規制に加えて、国が指定する24地域において、総量削減計画に基づき工場単位の総量規制が行われています（第128-1-9、第128-1-10）。

【第128-1-9】

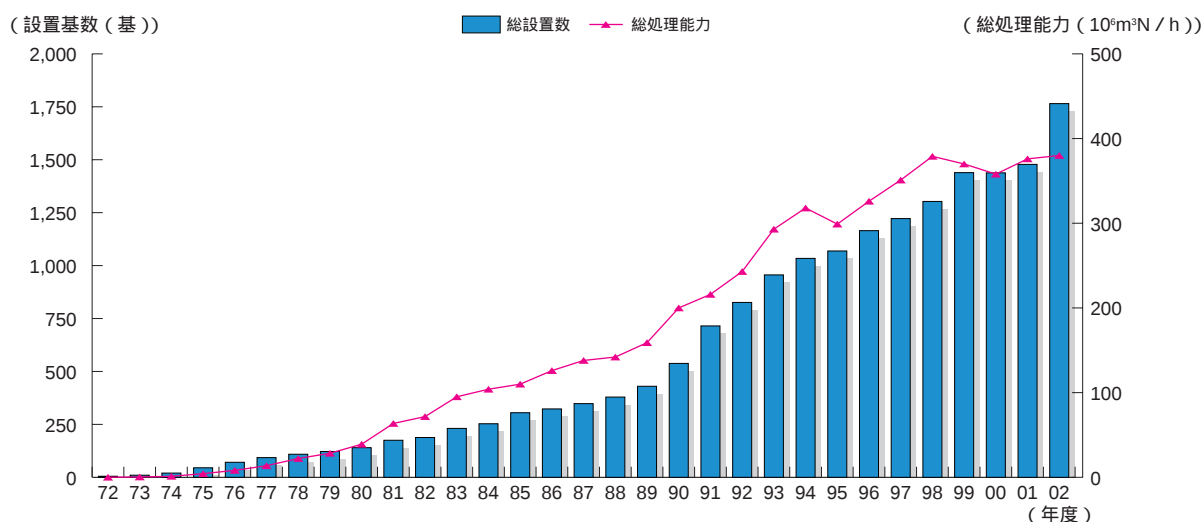
年度別排煙脱硫装置設置状況（1970年度～2002年度）



資料：環境省「平成16年度大気環境に係る固定発生源状況調査」

【第128-1-10】

年度別排煙脱硝装置設置状況（1972年度～2002年度）



資料：環境省「平成16年度大気環境に係る固定発生源状況調査」

(イ) 移動発生源対策

我が国においては、深刻化する大都市地域の大気汚染に対応するため、移動発生源からの窒素酸化物・粒子状物質(PM)の総量排出規制として、2001年6月に自動車NOx法の改正を行いました。2002年4月の閣議決定では、第128-1-11のような総量削減基本方針が示されています。これは事業者が自動車を利用する際の、大気汚染物質の排出の抑制、及び車種規制について判断基準を示したものです。

自動車用燃料の更なる低硫黄化の取組として、軽

油については、石油審議会における検討の結果、2004年末までに硫黄分を50ppm以下とすることが適当とされましたが、石油業界はこの規制を先取りして、2003年4月からほぼ全国供給を実施する等、積極的な取組を展開しています。また、ガソリンについても同様に、2002年の総合資源エネルギー調査会において、2004年末までに50ppm以下とすることが適当とされました。

しかしながら、自動車排出ガスの更なる低減と燃費の更なる向上を図るためには、ガソリン・軽油中

【第128-1-11】

自動車NO_x・PM法の概要

窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域の選定

(選定要件)

- ・自動車交通の集中している地域
- ・大気汚染防止法等の既存の対策のみでは環境基準の確保が困難な地域
(首都圏・阪神圏・中部圏の276市町村)

総量削減のための枠組みの設定

窒素酸化物総量削減基本方針、粒子状物質総量削減基本方針
(第6条、第8条 環境大臣が案を作成し、閣議決定)



窒素酸化物総量削減計画、粒子状物質総量削減計画
(第7条、第9条 知事が指定)

総量削減のための具体的対策の実施

窒素酸化物排出基準、粒子状物質排出基準の適用(車種規制)
(第12条～第14条)

- 対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車で、窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しないものは、使用できない。
- 使用過程車には、適用猶予期間が設定されている。
- 車種規制は、道路運送車両法により担保されている。

事業者に対する措置の実施
(第15条～第23条、第27条～第30条)

事業者の判断の基準となるべき事項(事業所管大臣が策定)

都道府県知事
(自動車運送事業者等については国土交通大臣)

指導・助言

自動車使用管理計画の策定・提出

事業者

取組が著しく不十分な事業者は、勧告及び命令をすることができる。

資料：平成15年版環境白書

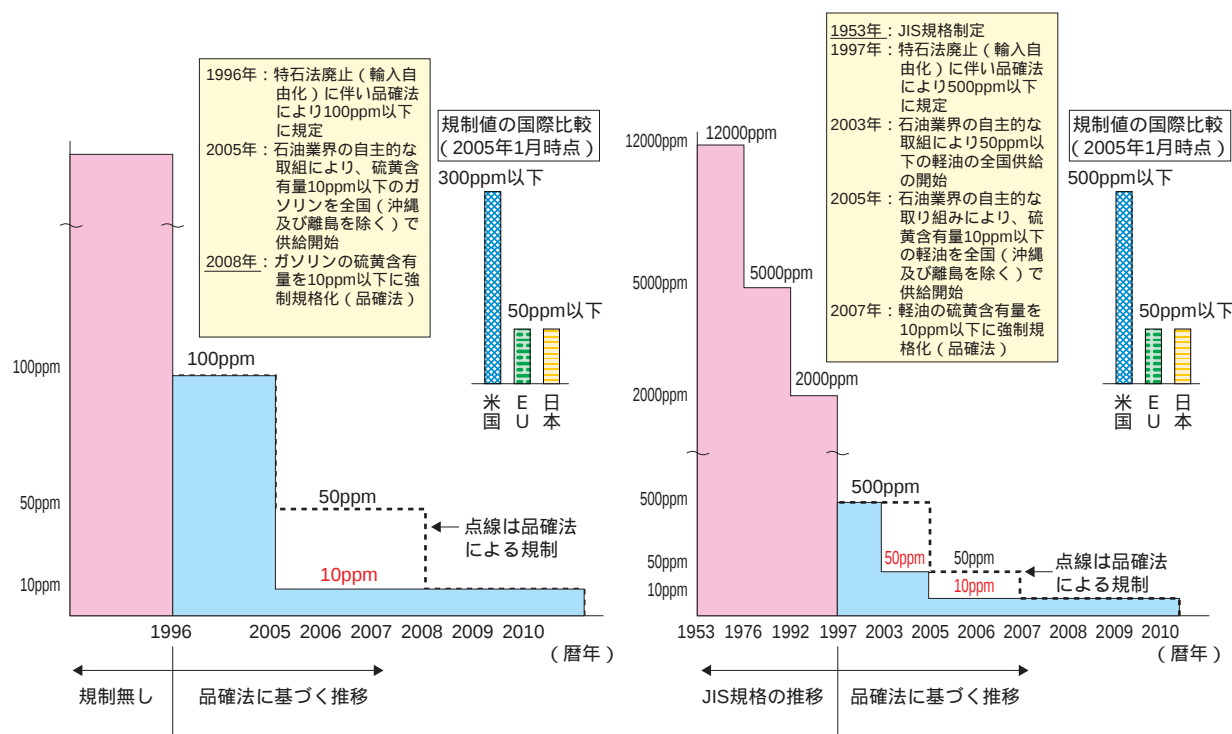
の硫黄分を10ppm以下まで低減した、いわゆる「サルファーフリー燃料」の早期導入・普及が必要です。

こうした状況を受けて、2003年8月に総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会は、軽油は2007年、ガソリンは2008年から、サルファーフリー(硫黄分10ppm以下)を強制規格化することが適当との答申を取りまとめました(第128-1-12)。石油業

界は、強制規格化に先駆けて、2005年1月から自主的にサルファーフリー軽油・ガソリンの全国(離島、沖縄を除く。)供給を開始しました。一方、国は、この規制に先駆けてサルファーフリー燃料を供給する事業者に対し、新たに必要なコストの一部をその供給量に応じて補助する制度を2004年度から開始しました。

【第128-1-12】

ガソリン及び軽油における硫黄分低減への取組



2. 電気事業

(1) 電気事業制度改革

電気事業制度改革

電気事業においては、規模の経済を前提に、電気供給を営む電気事業者に対して発送電一貫の独占的供給を認め、一方で料金規制等によってその弊害を排除するという形の事業規制を課すことが、国民経済的に見て最適であると考えられてきました。

このような従来の電気事業の公益事業規制の在り方に対して、1995年、1999年に2度の制度改革が行われ、さらに第3次の改革として2003年に電気事業法の改正（全面施行は2005年4月）が行われました。

(ア) 1995年の電気事業制度改革

1993年12月の総合エネルギー調査会総合部会基本政策小委員会中間報告において、各発電部門への市場原理導入が提言され、これを受け1995年4月に電気事業法が一部改正、同年12月に施行されました。

この規制緩和によって、電気事業者以外の事業者

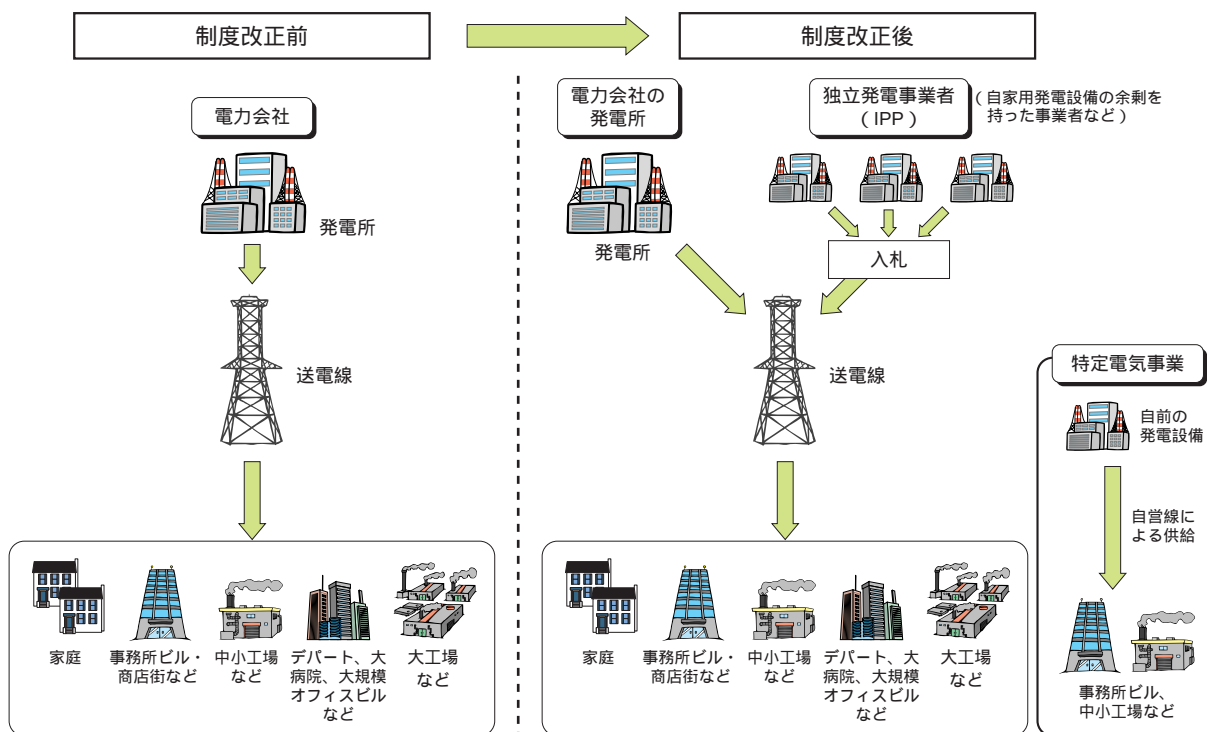
が、電力会社に電気を売ること（卸売）が認められるようになりました。電力会社にとっては、電力会社・卸電気事業者以外からも電気を買うことが可能となり、電源調達の実現性の拡大につながりました。なお、この電力卸売事業に新規参入する事業者は独立系発電事業者（IPP）と呼ばれています。

また、電力会社と同様に供給地域と供給責任を持つという条件の下で、電力会社以外の事業者が小売まで行うことができるよう、規制改革が行われました。これによって、自前の発電設備と送配電設備を持つ事業者が、特定地域の電力需要家に直接、電気を売ることができるようになりました。この新しい事業を特定電気事業といい、その事業者を特定電気事業者といいます。

更に、料金規制の見直しとして、〔1〕ヤードスティック査定の導入、〔2〕選択約款の導入、〔3〕燃料費調整制度の導入、〔4〕経営効率化制度の見直し等が行われました（第128-2-1）。

【第128-2-1】

1995年の電気事業制度改革



1995年の電気事業制度改革の概要

○卸売事業の自由化

〔1〕卸売事業への参入自由化、〔2〕電源入札制度の導入、〔3〕卸託送制度の整備

○小売供給事業への参入整備

特定電気事業の創設

○料金規制見直し

〔1〕ヤードスティック査定導入、〔2〕届出制の選択約款導入、〔3〕燃料費調整制度導入、

〔4〕経営効率化計画の策定

(イ) 1999年の電気事業制度改革

1996年12月に、「経済構造の改革と創造のためのプログラム」が発表され、その中で、電気事業の高コスト是正が主要課題の一つとされ、「2001年までに国際的に遜色のないコスト水準とすること」を目指し、電力の小売部門における競争をさらに促進するための規制緩和・制度改革を行うこととされました。そして、1997年7月に、通商産業大臣の諮問機関として、設置された電気事業審議会基本政策部会の中間報告（1997年12月）、最終答申（1999年1月）を受け、1999年5月に電気事業法が一部改正され、

2000年3月に施行されました。

具体的な制度改革の内容は、小売部門に競争を導入するため、2000年3月から大規模工場やオフィスビル、デパート、大病院等の特別高圧で受電する需要家（2万V以上で受電、電気の契約電力が原則2,000kW以上の需要家）に対しては、電力会社以外の新規参入者も電気を供給することができるようになりました（新しく電気の小売事業に参入した事業者は、特定規模電気事業者（PPS）と呼ばれています。）。その際、自由化対象となった需要家は、我が国の電力販売量の3割弱を占めていました。

この自由化部門の需要家は、電気料金等を供給相手（電力会社、PPS）との交渉で自由に決定することができます。ただし、最低限の需要家保護の観点からどの事業者からも供給が受けられない需要家については、電力会社が国に届け出た「最終保障約款」に基づき、区域の電力会社が供給することとなっています。また、この規制改革によって、従来の電力会社も自らの供給区域を越えて電気を買うことができるようになりました。

なお、需要家へ電気を供給するための送電設備は、設備の重複を避けるという観点から、引き続き電力会社が一元的に運用することとなりました。そこで、電力会社は小売の部分自由化と同時に、新規参入者が既存の送電線を使い、電気を送る際のルールについて、送電ネットワークを利用する際の申し込み手順、契約条件、送電サービス料金等を「接続供給約款」として定め、経済産業大臣に届け出ることとなりました。

PPSは、送電ネットワークの系統安定等の観点から、託送する電力の需給を30分単位でバランスさせるという原則（30分単位での同時同量の確保）に従う等、一定のルールに従うことが必要になります。

非自由化対象需要家（一般家庭や中小工場等特別高圧以外の需要家）に対する電気の供給は、従来どおり電気事業法の規制下とし、区域の電力会社が「電気供給約款」や「選択約款」を作成し、責任をもって電気の供給を行います。なお、「電気供給約款」は経済産業省による認可を得たものですが、料金引き下げを行う場合の約款変更については、届出制となりました。また、「選択約款」は、1995年の電気事業法改正で導入された電力の負荷平準化等「設備の効率的使用」を進めるための料金メニューの設定のためのものでしたが、その適用範囲を営業費の削減等「経営の効率化に資するもの全般」に拡大しました。

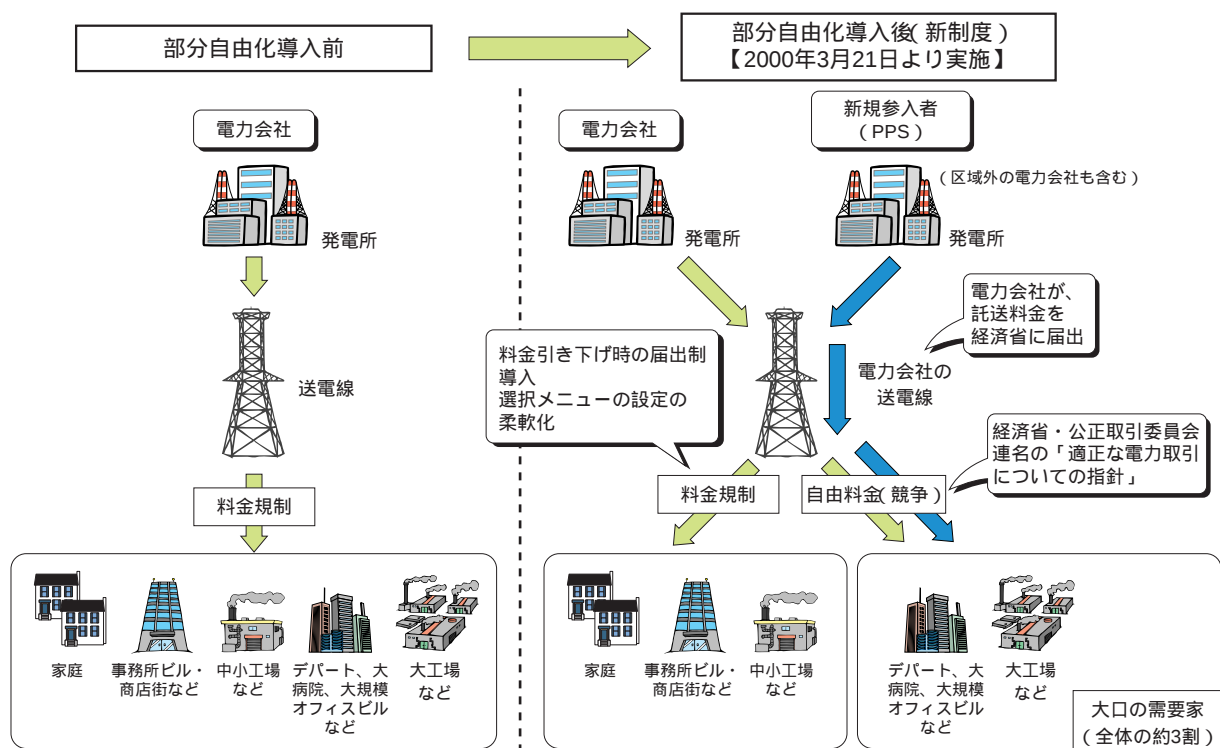
更に電力会社の経営自主性の尊重、経営資源の有効活用等の観点から、兼業規制を撤廃しました（第128-2-2）。

（ウ）2003年の電気事業制度改革

2001年12月の総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」において、「自由化範囲の拡大」、「卸電力市場の整備」、「現行の接続供給制度に関する条件改善」、「送電線整備に関するルール」、「送配電設備建設の自由化、系統運用ルールの整

【第128-2-2】

1999年の電気事業制度改革



1999年の電気事業制度改革の概要

○ 小売の部分自由化の導入

〔1〕 特別高圧の需要家（2万V以上で受電、電気の契約電力が原則2,000kW以上）に対して、一般電気事業者（電力会社）以外の者でも、電気の供給を可能とする。

特定規模電気事業の創設

〔2〕 電力会社が維持及び運用する送電ネットワークを、新規参入者（特定規模電気事業者：PPS）が利用するための公正かつ公平なルールを整備する。

託送ルールの整備

○ 料金規制の見直し

〔1〕 料金引下げ時には届出制とする。

〔2〕 選択約款メニューの拡充を図る。

〔3〕 卸供給の料金規制を認可制から届出制とする。

○ その他

電力会社の経営自主性の尊重、経営資源の有効活用等の観点から、兼業規制を撤廃する。

備・中立化」、「送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保」、「規制機関の独立系」について、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場合などを通じ、検討、検証を行い、2002年度中に結論を得るべきと、早期の対応が求められました。

これを受けて、2001年11月より総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において幅広い議論がなされ、現行制度の評価、海外の電気事業制度改革の調査、我が国の電力需給構造の分析などを行ったうえで、望ましい我が国の電気事業制度の在り方を検討し、2003年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」と題する基本答申がまとめられました。

この中で、2002年に成立したエネルギー政策基本法に定められた基本方針に則り、エネルギーの安定供給の確保と環境への適合を図り、これらの政策目的を十分考慮しつつ、経済構造改革を推進することが重要であると結論づけられました。

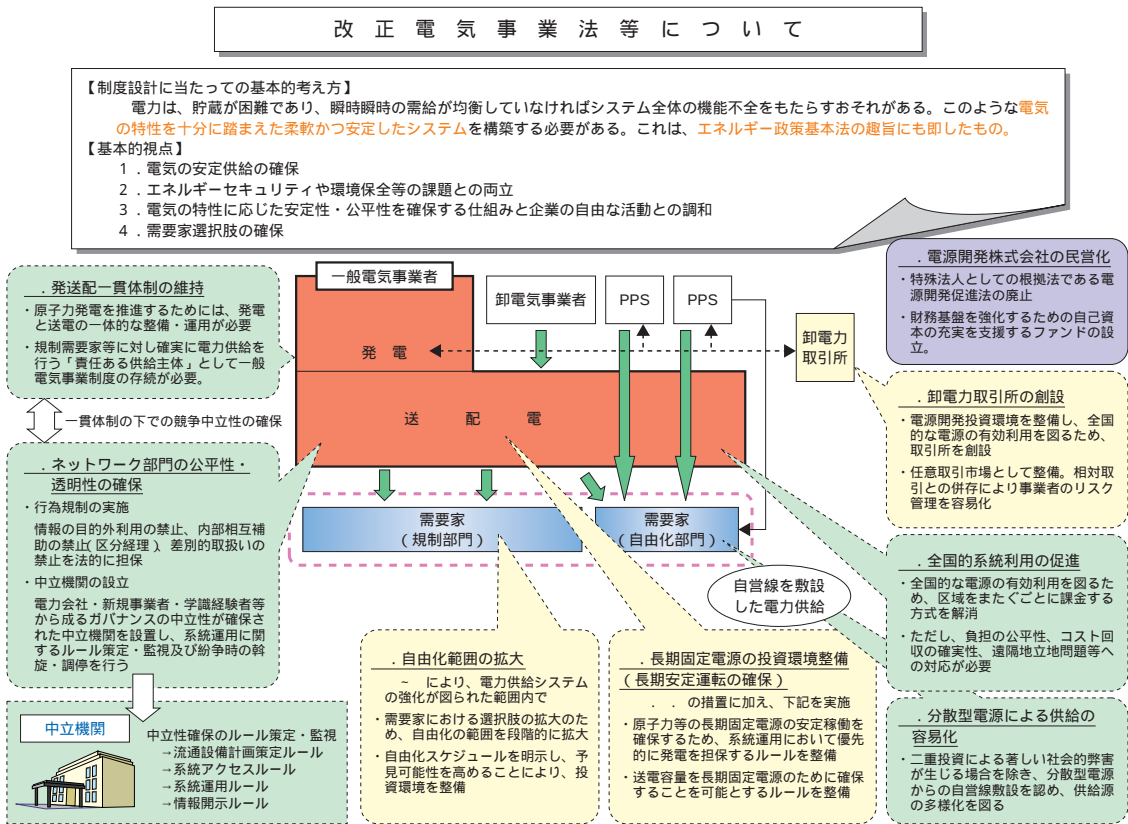
具体的には、〔1〕電気の広域的な流通の円滑化のための環境整備、〔2〕公平性・透明性確保によるネットワーク部門の調整機能の確保、〔3〕発送電一貫体制の維持や卸電力市場の整備など原子力を含む安定的な電源開発の推進のための環境整備等を図りつつ、これらの結果、安定供給や環境への適合が図られる範囲内で小売自由化範囲の拡大を進めていくことが適当であると示されました。

我が国の電気事業制度は、これまでの制度改革による小売の部分自由化等を通じ一定の効率化の成果を挙げてきたところです。2000年の制度改革時の3年後の見直し条項及びエネルギー政策基本法を踏まえ、供給システム改革による安定供給の確保、環境への適合及びこれらの下での需要家選択肢の拡大を図るため、「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律」が2003年6月に成立しました。その後、2003年9月から電気事業分科会等において、中立機関（送配電等業務支援機関）制度設計や、私設・任意の卸電力取引市場の制度設計、自由化範囲拡大に伴う制度設計等の新たな取組を着実に実施するために必要な詳細制度の検討を行い、2003年12月及び2004年5月に総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」を取りまとめました（第128-2-3、128-2-4）。

改正電気事業法は2004年4月より一部施行され、小売自由化範囲が500kW以上の高圧需要家に拡大され、我が国の販売電力量の約4割が自由化対象となりました。2005年4月からは全面施行され、小売自由化範囲がすべて高圧需要家にまで拡大され、我が国の販売電力量の約6割が自由化対象となりました。また、送配電等業務支援機関として電力系統利用協議会が、私設・任意の卸電力取引市場として日本卸電力取引所が本格運用を開始しました。

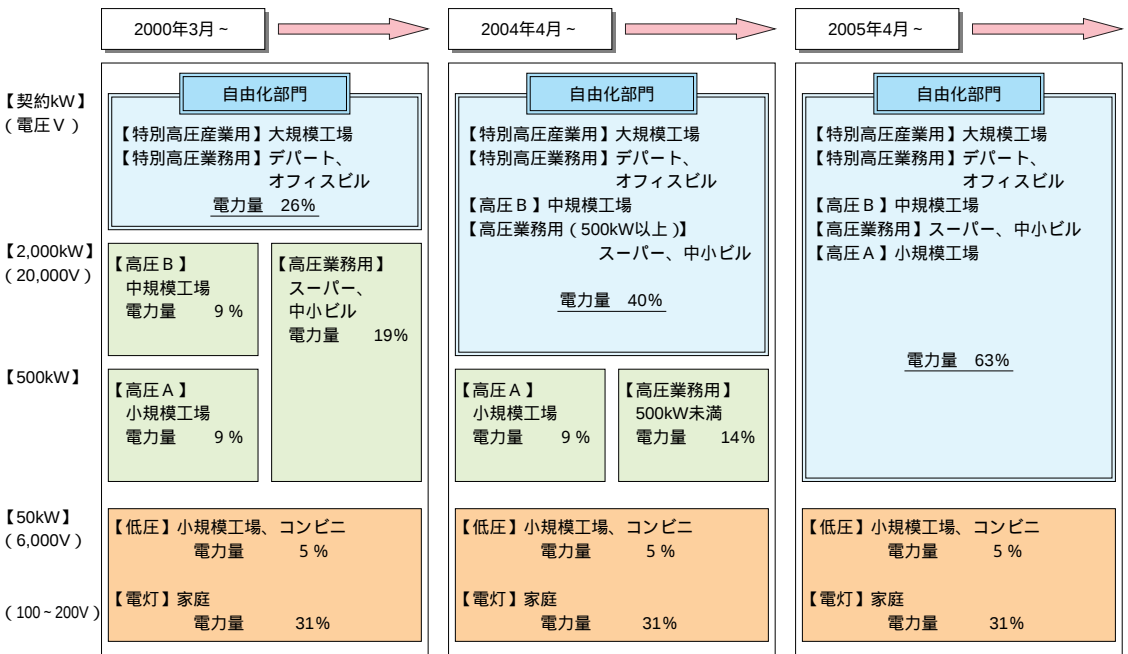
【第128-2-3】

2003年の電気事業制度改革



【第128-2-4】

電力自由化に向けたスケジュール



(注) 沖縄電力の自由化の範囲は2000年3月以降20,000kW、60,000V以上であるが、2004年4月に特別高圧需要家(原則2000kW以上)に拡大した。

2003年の電気事業制度改革の概要

○電力の供給システムの改革による安定供給の確保

〔1〕ネットワーク部門の調整機能^(注)確保

- ・発電から小売等の川上から川下まで一貫した体制で、確実に電気の供給を行う「責任ある供給主体」として、一般電気事業者制度を存続し、いわゆる発送電分離のような構造規制（アンバンドリング）を採用しない。
- ・ネットワーク部門の公平性・透明性についての市場参加者の信頼を確保し、ネットワーク部門が供給信頼度の維持に不可欠な調整機能を確保し得るよう、電力会社のネットワーク部門について、アクセス情報等の目的外利用の禁止、差別的取扱いの禁止、他部門との内部相互補助を防止するための会計分離及びその結果の公表の義務づけ等の措置を講ずる。
- ・電力会社、新規参入者や学識経験者等が公平・透明な手続の下で送配電部門に係るルールの策定及び運用状況の監視等を行う仕組み（送配電等業務支援機関）を構築する（行政は公平性・透明性の遵守に係る事後チェックのみ実施）

（注）電力供給におけるネットワーク部門の調整機能の具体例

- ・新規の発電所を既存の送電線へ接続する可否等の決定
- ・送電量が送電可能容量一杯になったとき（混雑発生時）の発電所への給電指令（出力変更の指令）の実施 等

〔2〕広域流通の円滑化

全国の発電所の供給力を有効活用できるよう、供給区域をまたいで送電することに課金される仕組み（振替供給料金）を廃止する等、現行の託送制度を見直し、広域的な電力取引を円滑化する。

なお、振替供給料金の廃止については、コスト回収、地域間精算、遠隔地立地への対処を図るとともに、廃止後の状況の推移をみて、大きな問題が生ずれば、直ちに廃止を見直すものとする。

〔3〕電源開発投資環境の整備

発送電一貫体制の維持及び全国的な電力流通の円滑化も、原子力を始めとする電源開発の投資環境整備に資するものであるが、これらに加えて、市場価格を投資リスクの判断に利用したり、余剰電力の販売先を確保する等投資リスク管理を容易にするため、全国規模の私設・任意の卸電力取引市場を創設する。

〔4〕供給力の多様化に資する分散型電源による電力供給の容易化

多様な電力供給手法を整備することにより、一層の安定供給を図るため、二重投資による著しい社会的弊害が生ずる場合を除き、コージェネ等の分散型電源から特定規模需要（自由化対象の需要）に対し、自らが維持・運用する電線路により電気を供給することを可能とする。

○環境への適合

原子力、水力といった環境調和型電源の円滑な導入を図るため、

- （1）全国的な電力流通の円滑化（上記〔2〕）等を行うほか、
- （2）優先給電指令制度や送電容量の確保のための仕組みを構築する（上記〔1〕）。

○需要家選択枝の拡大

電気事業における自由化範囲の段階的な拡大の一層の促進

広域流通の活性化や分散型電源による電力供給の容易化を通じ、需要家にとっての供給者に関する選択枝の拡大を図りつつ、小売自由化範囲について、下記のように拡大する。

<小売自由化スケジュール>

- 2000年3月～： 契約電力2000kW以上
- 2004年4月～： 契約電力500kW以上
- 2005年4月～： 契約電力50kW以上

また、小売自由化範囲の拡大後も、現行制度同様、地域の電力会社が自由化部門の需要家に対して、最終保障を提供する。

なお、小売自由化範囲については、2007年を目途に全面自由化について検討を開始することとするが、その際には、需要家の選択肢の確保状況等を踏まえ、〔a〕供給信頼度の確保、〔b〕エネルギーセキュリティや環境保全等の課題等との両立、〔c〕最終保障、ユニバーサル・サービスの確保、〔d〕長期投資、長期契約のリスク、〔e〕実務的課題等について十分慎重に検討する。

(エ) 電気事業制度改革の成果

(i) 新規参入の増加

2000年に特別高圧需要家への小売自由化が始まったことを受けて、電力小売に新規参入する企業が現れました。これらPPSの新規参入後、民間の電力ユーザーの中で従来の電力会社からPPSに切り替えるケースや、公共施設における電力供給入札でPPSが落札するケースが出てくるようになりました。

PPSは新規参入以降、電力販売量が増加しており、2004年度には計7,156MWhの販売を行っています(第128-2-5)。また、新規参入事業者は、2006年3月現在全国で23社となっています。新規参入したPPSにはガス会社や石油会社等のエネルギーサービス事業者が含まれ、多様なサービスの提供を図る等、事業者間の競争が現れています。

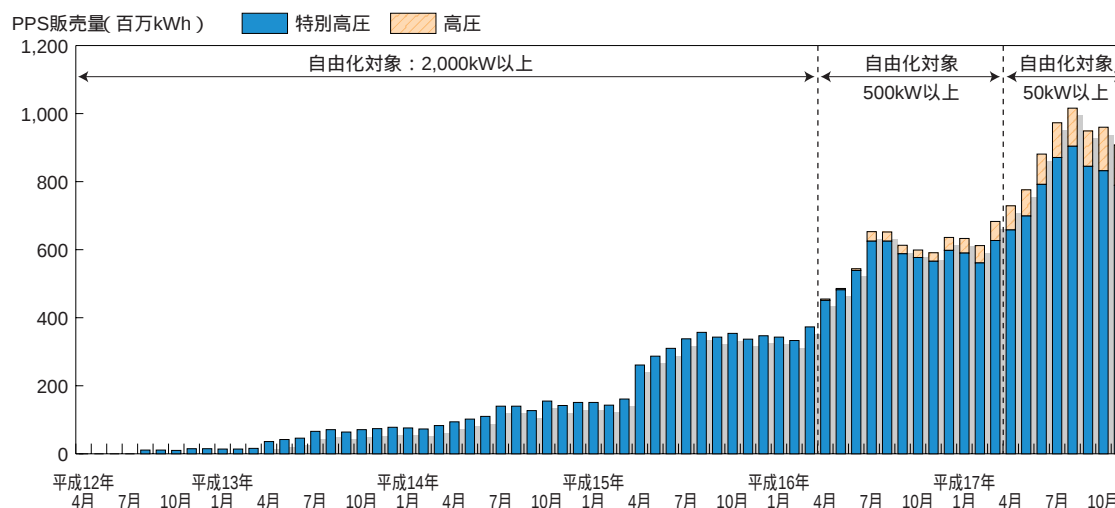
なお、競争入札による政府の電力調達、新規参入者の事業シェアの拡大につながり、有効な競争の促進に一定の貢献をしてきたことを評価しつつ、一方で京都議定書の発効を受け、政府として二酸化炭素の排出削減に率先して取り組む必要があることから、省CO₂化の要素を考慮した入札方式の導入を一部で開始しました。

(ii) 料金の低下

規制改革によって、PPSと従来の電力会社の間で競争が発生したことで、自由化対象である大口の電力需要家が、供給を受ける電力会社を自由に選ぶことができるようになりました。PPSは当然、電力会社の料金水準よりも安い料金を需要家に提示しようとするため、競合する電力会社の側にも料金を引き下げる動機が働きます。

【第128-2-5】

PPSによる販売電力量の推移



資料：総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第5回制度改革評価小委員会資料より

電力小売自由化の始まった2000年から2005年上期にかけて、自由化対象の電力需要家における平均の単価でみると、全体で14.7%（業務用：30.1%、産業用：12.7%）の低下となっています（第128-2-6）。

また、規制部門の電気料金についても2000年の制度改正後、数度の料金改定（2000年、2002年）が行われ、更に2004年から2005年にかけて電力各社において3度目の料金改定が実施され、価格が引き下げられています。

3. ガス事業

（1）ガス事業制度改革

ガス事業についても、電気事業と同様に、1994年、1999年及び2003年の3度にわたり制度改革が行われています。

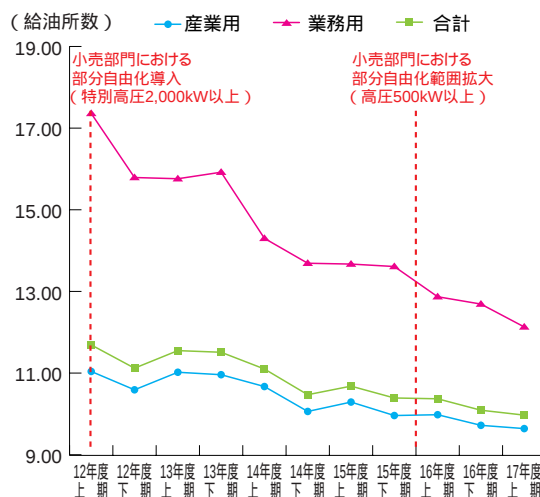
1994年のガス事業制度改革

1994年の制度改革においては、天然ガス導入の進展に伴い、〔1〕工業用等の需要において天然ガスのシェアが高まっていること、〔2〕これら需要家は、概して他燃料への転換が容易であるため、一般ガス事業者との間で価格交渉力を有するようになってきたこと、〔3〕一般ガス事業者の供給区域外の工業用等の需要においても天然ガスのニーズが高まってきたこと等を背景に、大口需要家を対象としたガスの小売自由化等を実施しました。

この制度改革により、従来、年間契約ガス使用量

【第128-2-6】

自由化対象の電力需要家における平均単価の推移



産業用電気料金は、工場等における電気料金の平均単価で、業務用電気料金は、オフィスビル等における電気料金の平均単価（共に特別高圧需要家が対象）。

平均単価の算定方法は、基本料金及び電力料金の合計を購入電力量（kWh）で除したもの。（出所：電力需要調査（価格調査）平成17年度上期の数値は暫定値）

	12年度 上期	12年度 下期	13年度 上期	13年度 下期	14年度 上期	14年度 下期	15年度 上期	15年度 下期	16年度 上期	16年度 下期	17年度 上期
産業用	11.04	10.59	11.02	10.96	10.67	10.06	10.29	9.96	9.98	9.72	9.64
業務用	17.36	15.79	15.76	15.92	14.30	13.69	13.67	13.61	12.87	12.69	12.13
合計	11.69	11.12	11.55	11.51	11.10	10.47	10.68	10.39	10.37	10.09	9.97

資料：総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第5回制度改革評価小委員会資料より

200万 m³ 以上（46MJ換算）の大口需要家は、ガスの供給者を選ぶことが可能となり、料金やその他の供給条件も当事者間の自由な交渉によるものとなりました。

1995年のガス事業制度改革の概要

○大口供給制度の創設

大口需要家（年間契約ガス使用量200万 m³ 以上（46MJ換算））へのガス供給について

- 〔1〕料金規制に関して、原則として大口需要家とガス供給者との間の自由な交渉により料金を設定。
- 〔2〕参入規制に関して、一定の条件下で、一般ガス事業者による供給区域外への大口供給及び一般ガス事業者以外の者（大口ガス事業者）による大口供給を原則認める。

○大口供給に係る託送ルールを整備

大口供給に係る託送を受託する一般ガス事業者により、引受条件等の基本的事項を定めた託送取扱要領を整備。

○ヤードスティック的査定方式の導入

一般ガス事業者の料金改定時に、一般ガス事業者間での経営効率化の度合を比較査定するヤードスティック的査定方式を導入。

○原料費調整制度の導入

為替レートや原料輸入価格の変動などによる原料費の変動を定期的かつ自動的に料金に反映する原料費調整制度を導入。

1999年のガス事業制度改革の概要

○小売自由化範囲の拡大

需要家ニーズに対応して小売自由化対象範囲をそれまでの年間契約ガス使用量200万 m^3 以上（46MJ換算）の需要家から100万 m^3 以上（46MJ換算）の需要家まで拡大。

○接続供給制度の法定化

独自の導管を持たない事業者等の大口供給への参入を容易にし、接続供給（託送）に関する公正かつ透明な契約を担保するため、大口供給に対する接続供給（いわゆる託送）約款の作成を大手都市ガス4社（東京・大阪・東邦・西部）に義務付け。

○簡易ガス事業者の参入基準の明確化

1999年11月に需要家利益の阻害性及びガス工作物の過剰性の判断基準を運用上明確にし、併せて地方ガス事業調整協議会を廃止。これにより、簡易ガス事業者による一般ガス事業者の供給区域内への参入の可能性を容易に判断できるよう措置。

○料金規制の見直し

供給約款料金の引き下げについて認可制から届出制へ移行。また、新たな需要家ニーズに即応し、需要家が選択できるメニューを多様化するため、「選択約款」の届出制を創設。

○卸供給制度の弾力化

一般ガス事業者が他の一般ガス事業者又は卸供給事業者から導管によりガスを卸受けする卸供給について認可制から届出制へ移行。

また、卸受側の一般ガス事業者に相当程度交渉力があるような場合については、ガス事業者の規制対象「卸供給」の範囲から除外した。

○行政手続きの簡素化等

一般ガス事業者の兼業については、事業者の経営自主性を尊重する観点から、兼業許可を廃止。また、ガス工作物の変更については、従来は許可制となっていたが、ガス事業の安全規制が見直されることに加え、行政事務の簡素化の観点から、届出制に移行。

1999年のガス事業制度改革

1999年の制度改革においては、1)より開かれたガス市場を構築すること、2)需要家利益を増進するとともに、ガス供給者の選択機会を拡大すること、3)ガス供給者の経営自主性を尊重すること、4)行政の関与・規制を必要最小限化・重点化することを基本的な考え方として、以下を主な内容とする制度改革を実施しました。また、公正・有効な競争を確保するという観点から、2000年3月、「適正なガス取引についての指針」が制定されました。

2003年のガス事業制度改革

2001年1月以降、エネルギー産業における天然ガスへの期待の増大を踏まえ、ガス事業の競争環境の整備、ガス価格の一層の低下などを目指す観点から、

今後のガス市場整備に関する基本的な問題について研究を行うため、資源エネルギー庁に学識経験者、関係業界、消費者代表等から構成する「ガス市場整備基本問題研究会」を開催し、その検討結果として、2002年4月に「今後のガス市場整備の基本的な政策のあり方について～グランドデザイン～」を取りまとめました。この結果を踏まえ、更に総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において、2002年9月から今後のガス事業制度改革について検討を行い、2003年2月に取りまとめられた報告書を踏まえ、2003年6月に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律」が成立し、これに基づいて2004年4月から新制度が施行されました。

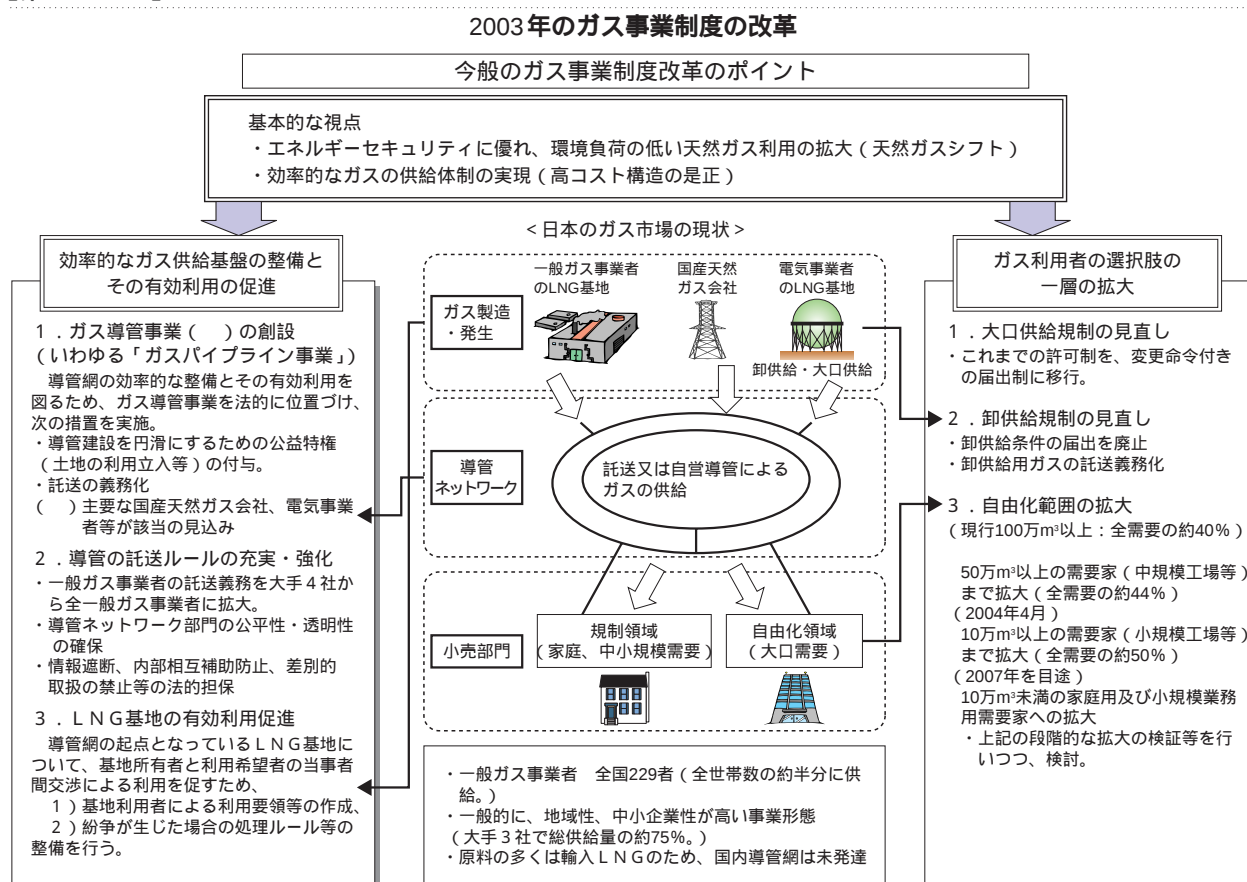
具体的には、川上から川下まで一貫した体制でガ

スを供給する体制を維持した上で、〔1〕効率的なガス供給基盤の整備とその有効利用の促進の観点から、ガス導管事業をガス事業法上に位置付けるとともに、〔2〕導管の託送ルール の充実・強化、〔3〕ガス利用者の選択肢の一層の拡大の観点から、ガス小売自由化範囲を年間契約ガス使用量50万 m^3 以上の

需要家まで拡大しました。

更に、託送供給の中立性・透明性の確保や、LNG基地の有効利用促進の観点から、2004年8月、「適正なガス取引についての指針」が一部改定されました（第128-3-1）。

【第128-3-1】



2003年のガス事業制度改革

○小売自由化範囲の拡大

ガス利用者の選択肢の一層の拡大の観点から、小売自由化の範囲を年間契約ガス使用量50万 m^3 以上の需要家まで拡大。また、大口供給の許可制を変更命令付きの届出制に移行。

○ガス導管事業の創設

ガスの小売及び卸売に使用するすべての導管を原則として平等かつ公正に取り扱う観点から、国産天然ガス事業者や電気事業者など、一般ガス事業者以外の者でガス供給用の導管を保有又は運営する事業者を、ガス事業法上新たに「ガス導管事業者」として位置付け。

○託送供給制度の充実・強化

既存事業者と新規参入者の公正な競争条件を確保しつつ、自由化されたガス市場において需要家の実質的な選択肢の拡大を図るために、すべてのガス供給用の導管を保有又は運営する者に対し、他の者からガスの接続供給を要請された場合に、正当な理由なくこれを拒むことができないものとする託送供給義務を制度化。

○ LNG基地の有効利用促進

LNG基地の有効利用促進の観点から、2004年8月、「適正なガス取引についての指針」を一部改定。

○ 卸供給規制の見直し

卸供給条件の届出を廃止し、卸供給ガスの託送義務化。

ガス事業制度改革の成果

このようなガス小売の部分自由化の結果、自由化領域における新規参入等によって競争が活発化し、電気、石油等の他のエネルギー市場との競争に加え、ガス対ガスの競争が進展しています。

これにより、2005年度において、大口供給が総ガス供給量に占める割合は、約5割となっていますが、このうち、一般ガス事業者以外による新規参入は、21社108件（2006年3月1日現在。国産天然ガス事業者、電力会社、商社等）となっており、全大口供給量に占める割合は約7.6%（2004年度実績）となっています。

経営面では1995年以降、販売量あたりの事業費用をみるとLNG輸入価格の上昇傾向等を受けて原材料費が上昇しているものの、労務費等の削減努力により、全体として販売量あたりの事業費用は低減してきており、料金の平均単価は低下傾向にあります。

また、ガスの卸供給市場にも変化が生じています。卸供給市場は従来主に国産天然ガス事業者やLNG基地を保有している大手ガス事業者が導管によって、ガス事業者に卸供給を行ってきましたが、近年の動きとして、電力会社等からの導管による卸供給、LNGの状態でのローリー車による輸送の他、鉄道や内航船等、卸供給の多様化が進みつつあります。

更に、2003年のガス事業制度改革により、託送供給制度の充実・強化を図り、導管ネットワーク部門の公平性・透明性を確保する観点から、託送収支に

係る規定が追加されたことを及び法改正に伴い、省令化した規定の修正等を図るため、ガス料金情報公開ガイドラインの一部が改正されました。

（2）都市ガスの高カロリー化

高カロリー化とは、都市ガス事業者が、供給ガスを低カロリーガス（ナフサやブタン等の改質ガス）から天然ガス等の高カロリーガスに転換することをいいます。ガス機器は、特定のガス種に適合しているため、ガスを高カロリー化する場合には、ガス機器を調整する必要があり、多大なコストがかかります。高カロリー化は基本的には、都市ガス事業者が自主的に実施しており、その意義や多大なコスト負担等を踏まえて、政府による財政的支援等（税制、財投、補助金）が行われています。

現在、一般ガス事業者211事業者中、175事業者が高カロリー化を実施しており（2006年3月末現在。実施中を除く。）、未実施の事業者も2010年までの高カロリー化に取り組んでいます（第128-3-2）。

【第128-3-2】

高カロリー化の状況

	事業者 (2006年3月)	需要家 (2005年3月)
高カロリー	175者(注)	2,528万件(注)
低カロリー	36者	183万件

(注) 高カロリー化実施中を除く。
2006年3月現在のデータはとりまとめ中

高カロリー化の意義

〔1〕天然ガスの普及拡大

化石燃料の中で最も二酸化炭素排出量の少ない天然ガスを全国に普及。

〔2〕需要家の利便性拡大

高カロリーガス用機器は低カロリーガス用に比べて種類が多く、需要家のガス機器選択幅が拡大する。

〔3〕事業者のエネルギー供給基盤の強化

長期的なコストダウン等による供給基盤の強化（導管輸送能力の向上等）。